



各 位

会 社 名	日 本 エ イ ム 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 若 山 陽 一
コ ー ド 番 号	2 3 8 3
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 島 田 恭 介
電 話 番 号	03(5783)8721

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

<経営理念>

当社では、以下の経営理念を経営の規範とする。

【経営理念】

日本エイムは、イキイキとした『技能的機動集団』を目指します。

「技能的機動集団」とは、個々人が持つ専門技能の習熟と「ひと」を活かす組織能力を高め、業務を一括して受託することによって、付加価値の高いサービスをお客様に提供している姿を表しています。

私たちは、個々人の職業能力の向上を積極的に推進し、いきいきとした職場づくりを通じて、お客様の経営効率の向上を実現していきたいと考えています。

<企業行動規範>

当社では、以下の「企業行動規範」を業務運営の規範とする。

【企業行動規範】

私たち日本エイム株式会社は、コンプライアンス（法令等の遵守）の実践により社会から高く評価される企業を目指します。

1. 法令の遵守

私たちは、法令等（「法令等」とは、法令、諸規則、各種規程類に加え、倫理、社会規範、モラル、マナーなど、当社が社会的な評価・信頼を得るために必要なルールのすべてをいう。）を遵守し、立法の趣旨に沿って公明正大な企業活動を遂行します。

2. 顧客の信頼獲得

私たちは、市場における自由な競争のもとに、顧客のニーズにかなう商品・サービスを提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼獲得を目指します。

3. 株主・投資家の理解と支持

私たちは、株主・投資家に対して、当社の経営方針や当社の財務内容、事業活動状況等を適正に開示するとともに、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。また、私たちは当社や関係会社または取引先における公表されていない情報を利用した株式等の取引は行いません。

【企業行動規範】（続き）

4. 社員・従業員の連帯と自己発現への環境づくり

私たちは、社員・従業員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりに努めます。

5. 社会とのコミュニケーション

私たちは、広く社会とのコミュニケーションを図るため、社会の要求に耳を傾けるとともに、必要な企業情報を積極的に開示します。

6. 情報の適正な管理

私たちは、業務上知りえた営業秘密および、従業員・役員・社外の個人情報等について、第三者に情報が漏洩しないよう厳重に管理します。

7. 反社会的勢力および団体への対処

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持ちません。

8. 地域社会との共生

私たちは、地域の発展と快適で安全な生活に資する活動に積極的に協力するなど、地域社会との共生を目指します。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、「日本エム・コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。また、当社は、社内通報制度や相談ダイヤル制度を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、経営管理部門長、総務法務担当部署、常勤監査役または社外弁護士等に通報しなければならないと定める。会社は、通報内容の秘密を守り、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は労働安全リスクを専管する組織として、社長が議長である「労働安全推進会議」を設け、各FC（ファクトリーセンター）において労働安全に取り組む。経理面においては、各支社長・部門長による自律的な管理を基本としつつ、経営管理部門が計数的な管理を行うこととする。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社長および支社長が出席する経営会議を毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。また、社長以下取締役・幹部社員をメンバーとする長期ビジョン会議を設け、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護方針を定めて対応する。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、グループ共通の「日本エイムグループ・コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。なお、監査役は、当社の会計監査人である東京北斗監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

以 上